令和６年度水道水質精度管理に関する研修会
令和７年３月13日

環境省

水道水質管理の最近の動向について

環境省水・大気環境局環境管理課
水道水質・衛生管理室

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS　Re-Style　デコ活 くらしの中のエコろがけ　つなげよう、支えよう 森里川海　Plastics Smart　脱炭素ポータル

目次

１．水道行政の移管について

２．水道法における水質検査に係る規定

３．水質基準等に関する令和６年度以降の主な改正事項

４．水質検査の信頼性の確保

５．令和６年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

水道行政の移管について（令和６年４月１日より）

環境省

■ 専門的・科学的見地から水質・衛生の基準等の内容を定めるべきもの【環境省】
■ 社会資本整備・水道事業の適性な運営の観点から定めるべきもの、水道事業者等への規制【国土交通省】
■ 社会資本整備等の観点と、専門的見地を要する水質の保全・衛生の観点を含むもの【国土交通省・環境省】

所掌事務	国土交通省 水管理･国土保全局	環境省 水･大気環境局
①水道事業（水道･用水供給）の認可･指導･監督	◎	○ （水質･衛生の観点）
②水質基準の策定	○	◎
③水質検査の内容の策定	○	◎
④登録水質検査機関の指導･監督等 （20条水質検査機関、34条簡易水道水質検査機関）	◎ （窓口：34条）	◎ （窓口：20条）
⑤水質検査の委託	◎	
⑥施設基準の策定	◎	◎/○ （水質･衛生の観点）
⑦水道基盤強化計画、広域的連携推進等推進協議会	◎	
⑧国庫補助	◎	
⑨専用水道、飲用井戸等に関する事務	◎	○ （水質･衛生の観点）
⑩給水装置の基準の策定、給水装置の検査、指定給水装置工事事業者	◎	○ （水質･衛生の観点）
⑪指定試験機関の指導･監督等	◎	◎

◎：所掌　○：処分や省令の制定改廃に関し所管省庁より意見聴取等を実施

目次

１．水道行政の移管について

２．水道法における水質検査に係る規定

３．水質基準等に関する令和６年度以降の主な改正事項

４．水質検査の信頼性の確保

５．令和６年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

水道法における水道

環境省

水道とは（水道法第３条第1項）
水源～配水施設＋給水装置で構成される人の飲用に適する水として供給する施設の総体

- 水道法の衛生規制対象
- 水道法の規制対象外で地方公共団体が必要に応じて衛生対策を定めるもの
  飲用井戸等衛生対策要領の実施について
  （厚生省生活衛生局長通知 昭和62年1月29日）
- 水道法第20条により定期・臨時の水質検査の義務有り

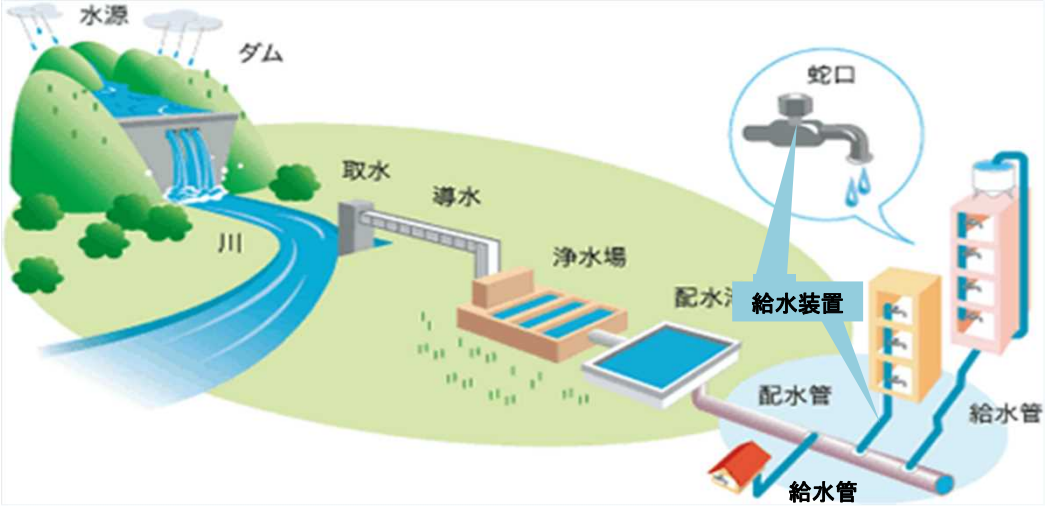

水道事業：一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業

寄宿舎、社宅等の自家用水道等

貯水槽水道：水道事業から供給を受ける水のみを水源とする水道

認可（国土交通大臣※又は知事）

水道用水供給事業
(89：うち大臣認可64)
水道事業者に対し水道用水を供給する事業

上水道事業
(1299：うち大臣認可380)
給水人口が5,000人超の水道事業

簡易水道事業(2,376)
給水人口101人以上5,000人以下の水道事業

確認（知事、市長等）

専用水道
(8,172)
100人を超える居住者に給水するもの又は1日最大給水量が20m³を超えるもの

簡易専用水道
(206,856)
貯水槽水道のうち受水槽の有効容量10m³超のもの

小規模貯水槽水道
(788,542)
簡易専用水道に該当しない貯水槽水道

小規模自家用水道等
他に該当しない水道

給水人口100人以下の水道事業
飲料水供給施設

個人住宅の飲用井戸で導管で飲用水を供給しているもの（水道）はこれに該当

※令和6年度より

（）内は令和4年度末の箇所数

専用水道・簡易専用水道の判別フロー

法：水道法
令：水道法施行令

環境省

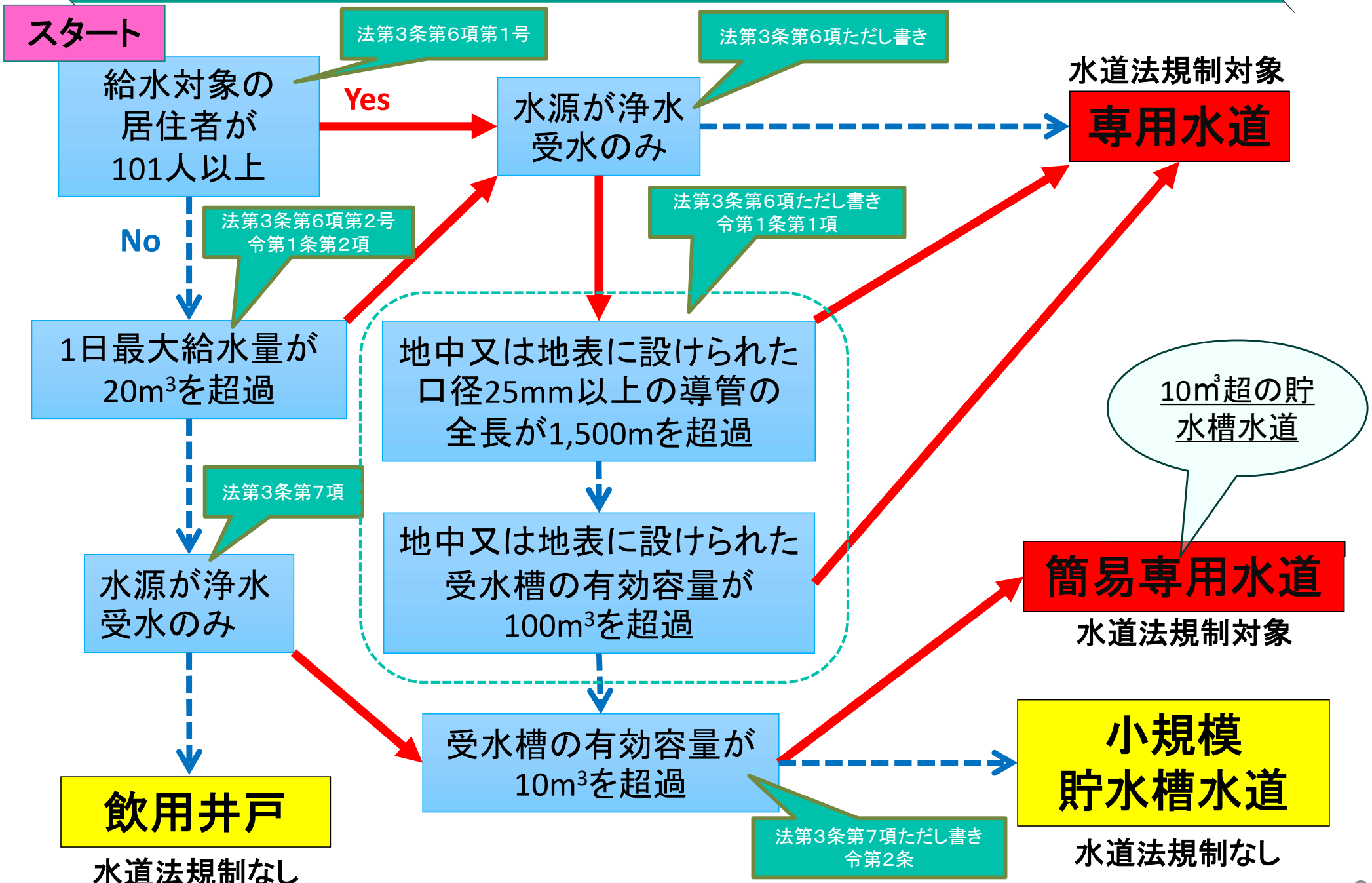

＊自治体によって別途条例等による規定がある場合もある

水道法に基づく水質管理

環境省

- 認可の申請（法第7条※3 ）、認可基準（法第8条※3 ） **【水道事業者等・専用水道設置者】**
  工事設計書への水源の水質試験、浄水方法等の記載、施設基準への適合
- 給水開始時点（法第13条※1 ）**【水道事業者等・専用水道設置者】**
  給水開始前検査（水質検査・施設検査）
- 水質検査（法第20条※2 ）**【水道事業者等・専用水道設置者】**
  定期の水質検査　イ）色、濁り、消毒の残留効果を毎日検査
  ロ）水質基準（法第4条）への適合確認 － 毎月１回以上
  臨時の水質検査→水質基準（法第4条）不適合のおそれがある場合
  水質検査計画の策定
- 衛生上の措置（法第22条※2 ）**【水道事業者等・専用水道設置者】**
  汚染防止措置、塩素消毒（給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持）
- 給水の緊急停止（法第23条※1 ）**【水道事業者等・専用水道設置者】**
  人の健康を害するおそれがあることを知ったとき　←→常時給水義務（法第15条）
- 情報提供（法第24の2 ※3 ）**【水道事業者等・専用水道設置者】**
  水質検査計画、水質検査結果等水の安全に関する事項、水質事故等の非常時における危機管理に関する事項　等
- 簡易専用水道の管理（法第34の2 ※3 ）**【簡易専用水道設置者】**
  設置者は毎年１回以上定期に清掃と検査受検を行い、管理基準に従い管理

行政移管に伴う所掌省庁
※1所掌は国土交通省・環境省
※2所掌は環境省
※3所掌は国土交通省

定期の水質検査の内容(法第20条、規則第15条)

環境省

水道水質は、水源の水質の変動、使用水量の変動等に伴い変化することがあることから、水質を常時把握し、異常を発見するために行うもの。

水の採取の場所は給水栓が原則（給水栓以外を可とする場合を限定)。必要に応じて水源、浄水池等における水質も検査(H15課長通知)。

(イ)1日1回以上の検査・・・色、濁り、消毒の残留効果
・土、日曜日、祝日も必要(過去、立入検査で指摘が多かった)

(ロ)水質基準項目

かび臭物質2項目も1月に1回が原則
※藻類の発生が少ない時期等は検査不要

・1ヶ月に1回以上の検査・・・水質基準の基本的項目(9項目)
→ 一般細菌、大腸菌、Cl^-、TOC、pH、味、臭気、色度、濁度

・3ヶ月に1回以上の検査

→ 原則水質基準の全項目であるが、合理的な検査の実施として、過去の検査の結果や水源の状況等を勘案し、状況に応じて検査の省略や回数を減らすことができる

根拠は施行規則第15条。H15課長通知の別添1で整理されている

水道法に基づく水質検査の省略・回数減の判断フロー

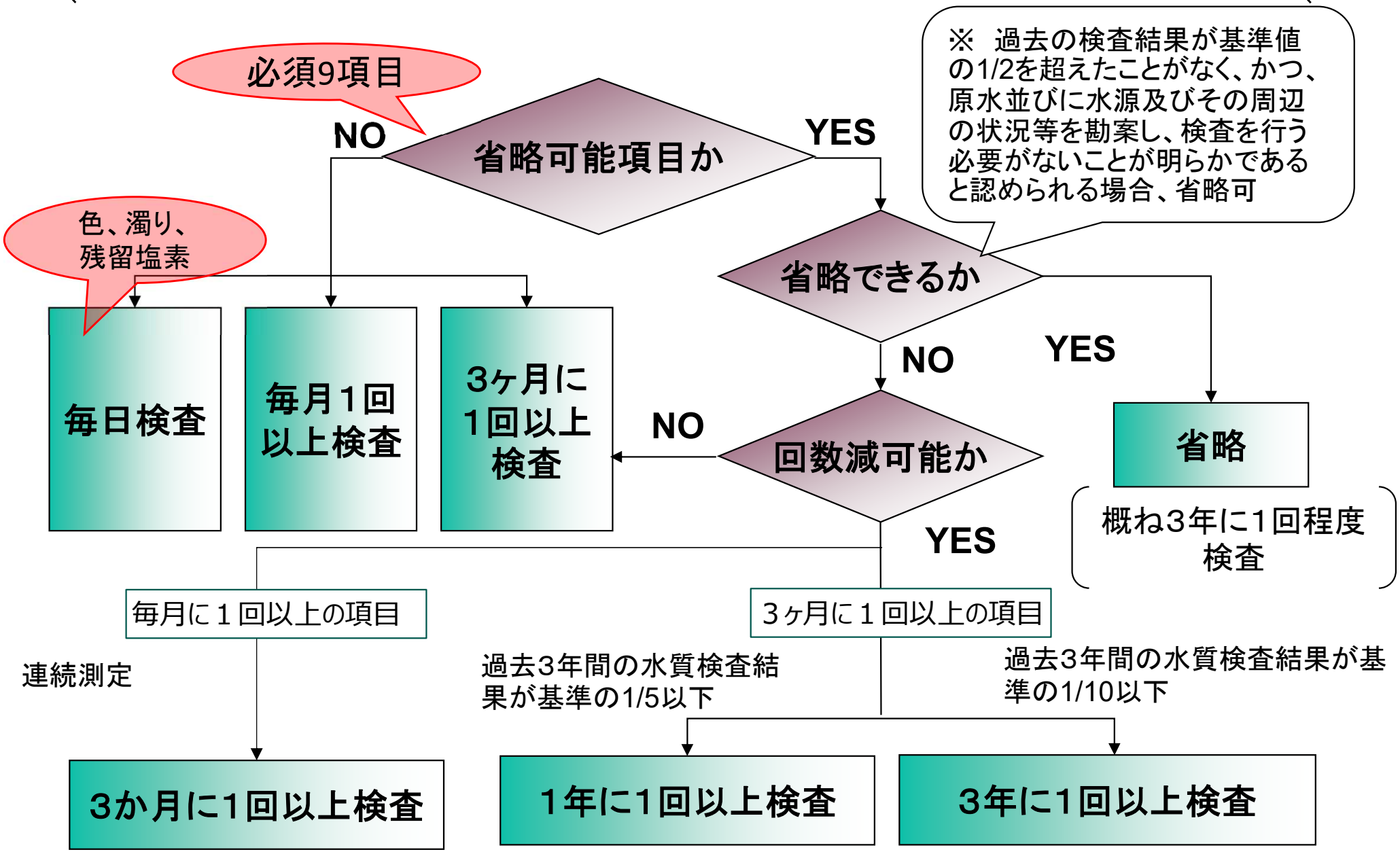

※ 基準値改正後においては、改正前に行った検査の結果を含めて、改正後の基準値に対してこれらの条件を満たすことを確認できる場合には、検査回数を減じ又は省略することは差し支えない。

目次

1. 水道行政の移管について

2. 水道法における水質検査に係る規定

3. 水質基準等に関する令和6年度以降の主な改正事項

4. 水質検査の信頼性の確保

5. 令和6年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

水道水質基準等の体系

環境省

水質基準
（水道法第4条、省令）

- 重金属、化学物質については浄水から評価値の10%値を超えて検出される等（評価値が暫定であるものを除く）
- 水道事業者等に遵守義務・検査義務あり
- **健康関連31項目＋生活上支障関連20項目**

水質管理目標設定項目
（局長通知）

- 評価値が暫定であったり検出レベルは高くないものの水質管理上留意すべき項目等
- 水道事業者等が水質基準に準じた検査等の実施に努め水質管理に活用
- **健康関連14項目＋生活上支障関連13項目**

分類については、浄水における検出状況に加え、環境汚染状況の推移や生成メカニズム、浄水処理における除去性等を総合的に評価して判断

このうちの1項目は「農薬類」。総農薬方式による評価
Σ（各農薬の検出値／各農薬の目標値）≦1

要検討項目
（課長通知）

- 毒性評価が定まらない、浄水中存在量が不明等
- 全46項目について情報・知見を収集

最新の知見により常に見直し
（逐次改正方式）

近年の水質基準の見直し状況

環境省

平成20年4月施行

・ 塩素酸を水質基準に追加（基準値0.6mg/L）

平成21年4月施行

・「1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ」の水質基準を廃止（水質管理目標設定項目へ格下げ）

・「cis-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ」を「cis-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びtrans-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ」に変更

・「有機物（TOC）の量」の水質基準を強化（5mg/L→3mg/L）

平成22年4月施行

・「カドミウム及びその化合物」の水質基準を強化（0.01mg/L→0.003mg/L）

平成23年4月施行

・「トリクロロエチレン」の水質基準を強化（0.03mg/L→0.01mg/L）

平成26年4月施行

・亜硝酸態窒素を水質基準に追加（基準値0.04mg/L）

平成27年4月施行

・「ジクロロ酢酸」の水質基準を強化（0.04mg/L→0.03mg/L）

・「トリクロロ酢酸」の水質基準を強化（0.2mg/L→0.03mg/L）

令和2年4月施行

・「六価クロム化合物」の水質基準を強化（0.05mg/L→0.02mg/L）

最近の農薬類等に関する見直し

環境省

【農薬類】

（単位 mg/L）

	項目	現行目標値	新目標値
対−67	パラコート	0.005	0.01

- 令和5年6月16日に令和5年度第1回水質基準逐次改正検討会を開催し、見直し方針案について議論。
- 厚生科学審議会生活環境水道部会による審議を経て、関係する通知を改正。
  →令和6年4月1日適用

【鉛及びその化合物における滞留水法の省略について】

鉛及びその化合物に係る検査に供する水の採取方法（15分滞留水法）について、以下の２つの条件を満たす場合、省略可能とすることとし、令和６年４月１日より適用。

１.採水地点と同一の浄水場の給水区域において鉛管の残存調査が行われた上で、浄水場出口から採水地点までの流路で鉛管が使用されていないことが明らかであること。

２.季節変動も考慮して年４回、当該採水地点において、15分滞留水法により採水した上で水質検査を行い、その結果が、過去３年間において全て不検出であること。

(注)15分滞留水法：毎分約５リットルの流量で５分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち、先と同じ流量(毎分約５リットル)で流しながら開栓直後から５リットルを採取し、均一に混合してから必要量の検査用試料を採水容器に分取する方法

令和６年度の水質基準等に係る検討状況

環境省

（１） PFOS及びPFOA

論点	方針案	根拠、補足等
位置付け	水質基準に格上げ	・水道統計や全国調査の結果、検出状況に関する要件を満たした。
基準値	PFOS、PFOA合算で50ng/L （結果として、現行の暫定目標値（50ng/L）と同じ値）	・昨年6月の食品安全委員会の耐容一日摂取量（TDI：20ng/kg体重/日）を元に改めて算出。（20ng/kg体重/×50kg/2L×10%=50ng/L） ・PFOS,PFOAともに生殖発生の成長遅延をエンドポイントとしていること、同時に環境中で検出されること等から安全側の観点から合算して評価。
検査回数	・3か月に1回（簡易水道、専用水道は条件を満たせば半年に1回又は1年に1回。水道用水全量受水の場合は、条件を満たせば省略可） ・条件を満たせば頻度の減少が可能	・他の有機化合物の規定を踏襲。ただし、検査に対する負担等を考慮し、**PFAS汚染の可能性が低いと考えられる場合、簡易水道と専用水道は半年に1回又は1年に1回。また、全量受水の場合は、条件を満たせば検査を省略可。** ・現行の規定を踏襲し、過去3年間の検出状況により検査頻度の減（1年に1回、3年に1回）が可能（水道法施行規則第15条第1項第3号ハ）。
検査方法	・LC/MS又はLC/MS/MSによる測定	・現時点においては通知法を基に、LC/MS又はLC/MS/MS（液体クロマトグラフ質量分析計）を用いた方法とすることを検討。
施行時期	令和8年4月1日	・水道法に基づく省令を改正。 ・水道事業者等による基準遵守に向けた対応等（自治体の予算計上、設備導入等）の期間を確保する必要がある。

（２） PFOS、PFOA以外のPFAS

論点	方針案	根拠、補足等
PFHxS	要検討項目に据え置き	・食品安全委員会の評価書では、現時点では指標値の算出は困難と判断されていることなどから、引き続き要検討項目に位置付け。目標値は設定せず。
その他のPFAS	要検討項目に追加	・**国際的動向（POPs条約、WHO）及び一斉分析による検出結果**を踏まえて、複数のPFASをまとめて要検討項目に位置付け、情報、知見を収集する。

検査方法の改正と主な検討事項

令和7年2月7日に令和6年度第2回水道水質検査法検討会を開催

1. 令和7年4月1日改正予定

（1）検査方法告示（平成15年厚生労働省告示第261号）の改正関係

- シアン化合物イオン及び塩化シアン検査の発色剤の代替溶媒追加
- 全有機炭素（TOC）の連続自動測定法の追加　など

⇒ パブリックコメントを実施（12/24～1/9）し、令和6年度末に告示改正予定

2. 今後の改正予定

- PFOS及びPFOAを検査告示に記載することの検討

  →標準試料の保存性、濃縮倍率の自由度、
  モニターイオンの選定、分岐異性体の評価、
  試料の保存期間、直接注入法など
- 金属分析の前処理の自動化及び ICP-MS による水銀も含めた金属一斉分析法の検討
- 揮発性有機化合物測定における標準試料調製方法の検討

【参考】水道水質検査法検討会 議事要旨（環境省HP）
https://www.env.go.jp/council/water_supply/kentoukai/suidou.html

目次

1. 水道行政の移管について

2. 水道法における水質検査に係る規定

3. 水質基準等に関する令和6年度以降の主な改正事項

4. 水質検査の信頼性の確保

5. 令和6年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

水質検査の実施体制

・上水道事業等は、登録水質検査機関に委託している事業が67%

・ 簡易水道事業は、登録水質検査機関に委託している事業が85%

上水道＋用水供給

全1,624事業

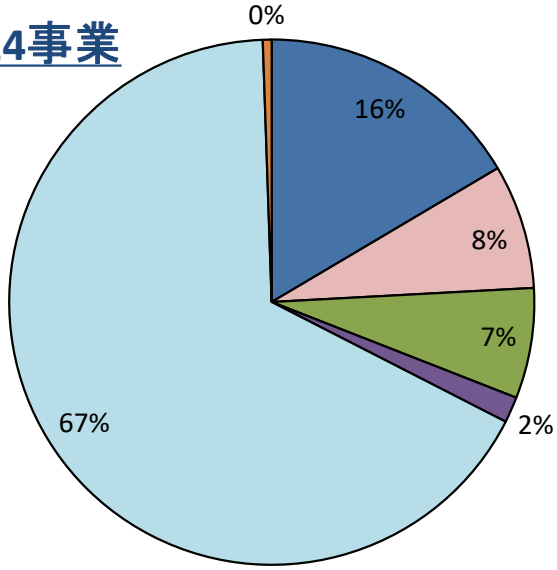

簡易水道

全2,227事業

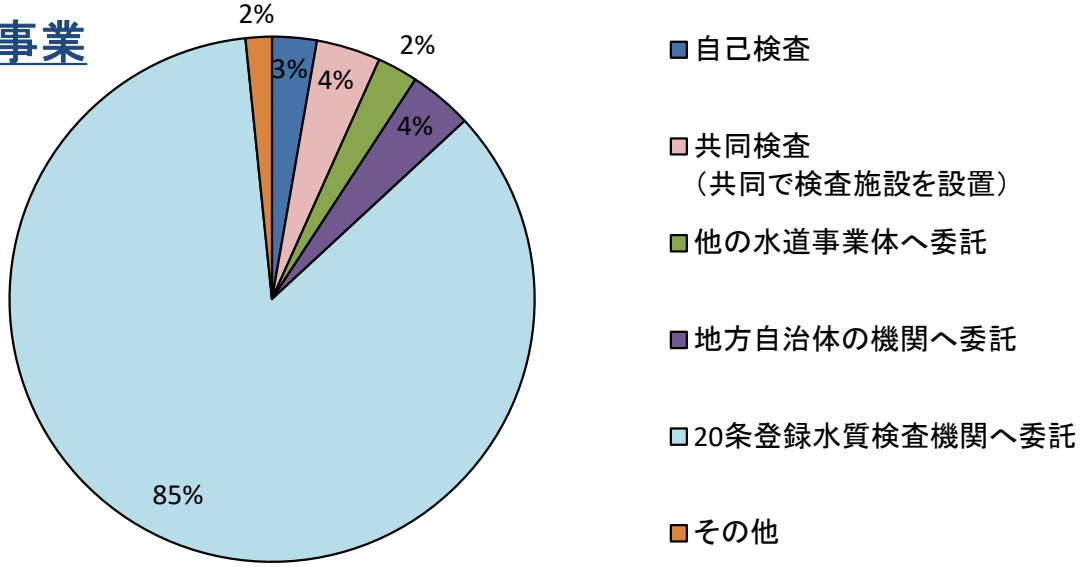

令和4年度

※ 事業単位で整理している（一の事業者が複数の事業の事業者となっている場合は、当該複数の事業数を分母としている）。

※ 上水道事業及び水道用水供給事業においては、一の事業において、項目により検査主体が異なる等複数回答があり、その場合に当該複数の回答を集計した。そのため、分母となった事業数は実際の全国の事業数とは異なっている。

水質検査の信頼性確保に向けた関係者が取り組むべき姿勢

環境省

- 水道事業者等は、水質検査を自ら実施する場合も、委託する場合も、水質検査の結果に責任。
- 水道事業者等は、原水の水質汚染や水道施設の事故等が発生した場合にも水質検査を含めた水質管理体制の確保が不可欠。
- 水道事業者等の登録検査機関への委託が増加している状況にあることを踏まえ、水質検査の信頼性を確保するための関係者が一体となって取組が必要。

関係者が取り組むべき姿勢

国

- 登録検査機関に対する登録・更新時の適切な審査や指導及び監督
- 水道事業体等に対する指導及び監督、水質管理上の支援や助言

指導・監督
技術的な支援

新規登録
登録更新の申請

指導・監督

水道事業者等

- 登録検査機関の水質検査の適切な業務委託と検査結果の確認

適切な委託 →

← 正しい結果

登録水質検査機関

- 水質検査体制の整備、適切な検査の実施

関係者

- 水道関係団体や都道府県による中小水道事業体への技術的な支援
- 水質検査の共同化、管理体制の一体化等水道事業体間の取組

水質検査委託の注意点

委託契約書の記載事項について（規則第15条第8項第1号）

委託契約書には次の事項を含むこと。

(1) 委託する水質検査の項目

(2) (1)の実施時期・実施回数

(3) 委託料金

(4) 試料の採取・運搬を委託する場合は、採取・運搬の方法
次に挙げる事項を含むこと。
①採取日程　④採取方法
②採取地点　⑤運搬主体
③試料容器　⑥運搬方法

不適切な試料採取・運搬・受渡しが原因で異常値を検出する事例が多い。
水道事業者自ら採取する場合は、事前に委託先と打ち合わせし、適切な取扱いをお願いしたい。

(5) 検査結果の根拠となる書類
次に挙げる事項を含むこと。
①分析日時及び検査員氏名
②検量線クロマトグラム
③濃度計算書

委託仕様書や水質検査計画において、臨時検査が明確になっていない事例が散見される。
必要な時に速やかに検査できるよう体制作りをお願いしたい。

(6) 臨時検査実施の有無
定期検査とは別に、臨時検査を含む委託の場合には必ず明記すること。

水質検査委託の注意点

環境省

委託契約書の保存期間について（規則第15条第8項第2号）

契約終了日から5年間保存すること。

委託料金について（規則第15条第8項第3号）

委託料金が受託業務を遂行するに足りる額であること。

①委託する水質検査業務の内容を契約において明らかにすること。

②検査価格を積算した上で水質検査業務を委託すること。

※この他、出来るだけ水質検査機関に財務諸表等の閲覧又は謄写を請求し、経理状況や事業状況の把握、検査料金の積算等を確認するよう努めること。

試料の採取・運搬について

○採取・運搬を委託する場合（規則第15条第8項第4号）

委託先が検査法告示に従って試料の採取・運搬を速やかに行なうことができる水質検査機関であることを確認すること。

○水道事業者等が自ら採取・運搬する場合（規則第15条第8項第5号）

検査法告示に従って速やかに試料を水質検査機関に引き渡すこと。

水質検査委託の注意点

環境省

水質検査の実施状況の確認について（規則第15条第8項第6号）

以下の内容を確認すること。

①水質検査の結果の根拠となる書類

②精度管理の実施状況、外部精度管理調査（厚生労働省等が実施）に係る資料

③水道GLP・ISO/IEC17025等の取得や取組状況に関する資料

※この他、出来るだけ水質検査機関の日常業務確認調査（立入検査・試料のクロスチェックなど）を実施するなど、水質検査機関の技術能力の把握に努めること。

【参考通知（国土交通省Webページ）】平成23年10月３日付け健水発1003第１号　水道法施行規則の一部改正について
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_hourei_jimuren_h23.html

なお、環境省精度管理調査は水質検査に係る技術水準の把握と向上を目的として実施しているものである。
水道事業体による水質検査委託の入札において、精度管理調査で第１群であることを入札参加条件としていることがあるようだが、本調査結果はそのような使われ方がされることを想定していない。測定精度不良等の判定であったとしても、当該機関で適切に是正処置が実施され改善しているかを確認すべきである。

目次

1. 水道行政の移管について

2. 水道法における水質検査に係る規定

3. 水質基準等に関する令和6年度以降の主な改正事項

4. 水質検査の信頼性の確保

5. 令和6年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

統一試料を用いた精度管理調査について

環境省

- 目的
  水質検査に係る技術水準の把握と向上（平成12年度から毎年実施）
- 参加機関
  登録水質検査機関※1（H12～）、参加希望のあった水道事業者等（H14～）及び衛生研究所等（H15～）
- 統一試料調査
  全参加機関に一定濃度に調製した統一試料を送付して検査を実施
- 実地調査
  登録水質検査機関のうち精度不良の機関について、検査実施時の手順や検査環境等を実地調査で確認
- 評価方法

  ～H21　Zスコア等によるS、A、B、Cの4段階評価
  H22～　実地調査の結果も踏まえた階層化評価
  H27～　参加する全機関の結果を公表
  「第1群」「第2群」「要改善」の3分類で評価し、環境省HPで公表※2

※1　H15までは指定検査機関　　※2　令和5年までは厚生労働省HP公表

令和６年度調査結果

- 分類方法
  - 第１群　統一試料の測定結果が統計分析で良好と判定され、かつ水質検査の実施体制に疑義がないと判断された機関
  - 第２群　統一試料の測定結果が統計分析で良好と判定されたものの、検査方法告示からの逸脱等、水質検査の実施体制に疑義があると判断された機関
  - 要改善　統一試料の測定結果が統計分析において不良と判定された機関（無効機関含む）

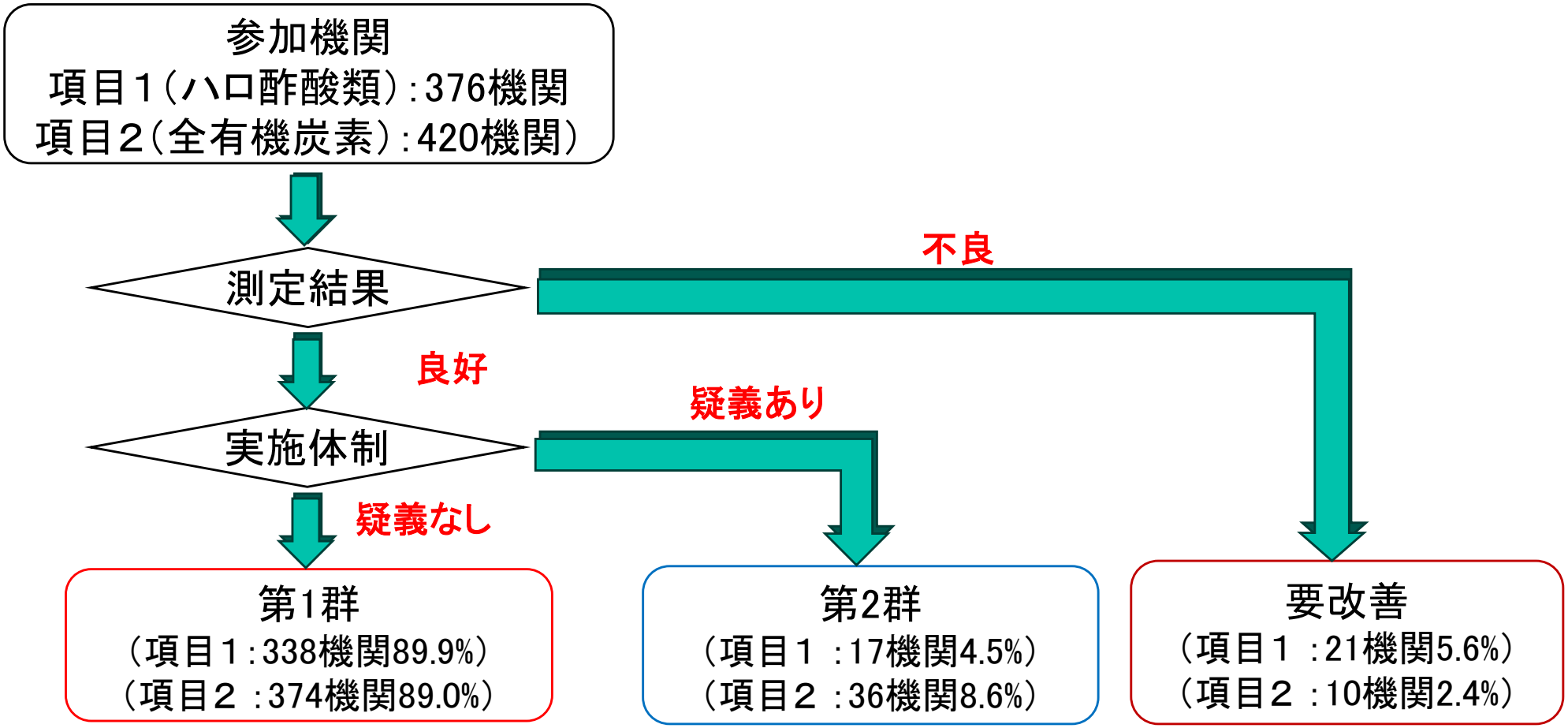

日常業務確認調査の実施

環境省

- **日常業務確認調査とは？**

  登録水質検査機関の適正な日常業務の実施の確保を目的として、国や水道事業者等により、登録水質検査機関に対するヒアリング調査を実施するもの。

  「水質検査部門」と「信頼性確保部門」が適切に機能しているかを確認している。

- **法令上の規定**

  水道法施行規則第15条の4第4号ロに規定。登録水質検査機関の信頼性確保部門に「日常業務確認調査」を受けるための事務が明記されている。

- **環境省（令和5年度までは厚生労働省）における調査**

  平成25年度から、当省職員と精度管理検討会委員により、実施している。

  令和6年度は外部精度管理調査に係る実地調査と併せて10機関を対象に実施した。

➡ **水質検査を委託している水道事業者においては、日常業務確認調査を実施するに当たり当省の取組を参考にしていただきたい。また、水質検査を自ら行う水道事業者等においては、水質検査業務の参考としていただきたい。**

- **関連通知**

  平成24年9月21日付け健水発0921第2～5号

  「登録検査機関における水質検査の業務管理要領の策定について」

日常業務確認調査の結果について（１）

環境省

項目	不適切な事例	参考となる取組
１ 組織	●組織上の誰が検査区分責任者を担うのか規定されていなかった。 ●信頼性確保部門管理者について、文書の管理・把握が不十分であった。	
２ 文 書 の 管理	●外部文書に関する規定がされていなかった。 ●実際に対応はとられていたが、改ざん防止の措置について規定がされていなかった。 ●改廃の履歴について、システムや社内の通知文で追うことは可能だったが、一部の規定には記載がなかった。	○社内の文書管理システムや分析業務管理システムよりデータを一括管理していた。 ○一部検査結果を除き全てデータを電子化していた。実際に効率的な運用もなされていた。 ○規程などを専用のホームページで一括管理しており、データも電子化することで作業が効率化されていた。最新版のみ閲覧できるようにするなど実務者に配慮した管理もされていた。 ○データは定期的にバックアップをとるだけでなく、原本として規程類を紙でも保存しており、多重にバックアップをとっていた。

日常業務確認調査の結果について（２）

環境省

項目	不適切な事例	参考となる取組
３ 検査室の管理	●規定上は高濃度試料の検査は同一日で行わないこととしているが、実際は同一日に行っていた。 ●部外者の立入り及び目的外使用の制限について規定されていなかった。 ●高濃度と水道水試料の前処理の場所や時間に関する明確な区別がなかった。 ●検査室及び機器室の室温が高かった。 ●一部の機器室で明るさが十分でないと感じられる箇所があった。	○細菌試験室の落下細菌確認を月1回実施し、汚染がないことを確認していた。 ○汚染防止対策として、VOC検査室を陽圧にしていた。
４ 機械器具の管理	●日常点検と定期的な保守点検が明確に区別されていなかった。 ●機器が故障時において検査していた試料の取扱いの方法が明確に規定されていなかった。 ●洗浄について、高濃度試料などを取扱った器具と一緒に処理していた。 ●定期的な点検の頻度が少なかった。 ●機器の管理基準も検査員の裁量で判断していた。 ●機械器具の保守管理に関する事項の帳簿への記録が不十分であった。 ●機械器具の使用終了後の保守点検に係る規定が不十分であった。 ●機械器具類の使用開始及び使用時の点検基準は規定されているが、その確認（記録の作成）が不十分だった。	○デジタルピペットを使用する際、毎回精度確認を実施していた。 ○全ての機器において耐震対策がされていた。

日常業務確認調査の結果について（3）

環境省

項目	不適切な事例	参考となる取組
５　試薬等の管理	●標準原液を自己調製することについて標準作業書に記載があるが、自己調製に関する記録の規定がなかった。 ●毒物及び劇物にあたる試薬等の管理について、確認記録が作成されていなかった。 ●試薬等の容器への表記について入手源の記載がされていなかった。 ●試薬調整の記録について、様式はあるが実施（作成）状況が不十分だった。 ●試薬システムについて、実際の保管状況（在庫）との照合を行う体制が不十分だった。	○管理ソフトを職員が自作し、管理のデジタル化により作業が効率化されていた。 ○試薬保管庫に監視カメラを設置して、試薬の持ち出しがないかどうかを録画で記録していた。 ○薬品棚の耐震対策が適切に施されていた。
６　有毒又は有害な物質及び危険物の管理	●毒劇物の管理簿の運用（作成と記録）が不十分であった。 ●毒劇物の管理状況が不十分であった（定期的に棚卸しがされてなかった）。 ●一部ボンベの転倒防止策がされていなかった。 ●劇物の貯蔵冷蔵庫の一部において、適正な表示がされていなかった。	

日常業務確認調査の結果について（4）

環境省

項目	不適切な事例	参考となる取組
7　試料の取扱いの管理	●試料の運搬条保存条件について、運搬の際の保冷が確実に行われていることの記録がなかった。 ●試料の同一性が確認しづらかった。 ●廃棄予定試料について廊下など不適切な場所で管理されていた。 ●試料の運搬について、一部宅配を利用する場合もあったが規定されていなかった。 ●運搬できなかった場合の代替措置について規定されていなかった。	○運搬時の温度をロガーで管理していた。

日常業務確認調査の結果について（５）

環境省

項目	不適切な事例	参考となる取組
８　水質検査の方法等の管理	●水質検査部門管理者等が標準作業書に基づき、水質検査が適切に実施されていることを確認する方法が規定されていなかった。 ●標準作業書の中に、検量線が実態と異なる濃度が規定されている検査項目があった。 ●標準作業書が、適切な場所に配置されていなかった。 ●標準作業書に基づき、水質検査が適切に実施されていることを確認する方法を明らかになっていておらず、また、水質検査部門管理者も適正に実施していることを確認できているか疑義があった。 ●標準作業書が定期的に見直されていなかった。 ●標準作業書に誤記及び実際の操作との齟齬があった。 ●実際に水質検査が適切に実施されていることを確認している職員はいたが、組織上の水質検査部門管理者等に明確に規定されている職員ではなかった。 ●値付け（JCSS)品の利用について、市販されているにも関わらず規定されていない標準作業書があった。	○標準作業書の通りに試験が実施されたかどうかを、試験操作のチェックリストを用いて確認していた。 ○恒温槽内の温度をロガーで管理していた。
９　水質検査の結果の処理	●水質検査の信頼性に悪影響を及ぼす疑いがある事態について、これまで対象となる事態はなかったものの、是正処置の記録をする規定がされていなかった。 ●水質検査部門管理者等は、結果表等の提出を受け、次の事項を確認し、記録することになっているが、その責任者が規定上では不明瞭であった。	

日常業務確認調査の結果について（６）

環境省

項目	不適切な事例	参考となる取組
10　水質検査結果書	●水質検査結果書について必要事項が明記されていなかった。（別表番号、定量下限値） ●規程上、申請書にて再発行は依頼書にて受理する旨の記載があったが、実際は規定以外の電話やFAX等でも受け付けている例があった。	○受託者に求められなくても、検査結果書以外にクロマトグラムなどの記録を提供していた。
11　試料の保存	●委託者による確認が終了するまで試料を保存することについて、規定されていなかった。 ●試料の保存期間が規定と運用で異なっていた。（委託者の確認が終了する前に廃棄されるおそれがあった）。 ●保管庫での保管・管理状況について、取り違い等のヒューマンエラーが発生する可能性があった。	
12　データの作成	●電子的記録のバックアップに関する規定がされていなかった。	○PCのログインを指紋認証で行い、PC内のデータの閲覧権限を検査員毎に個別設定していた。 ○試薬及び試料の分量など途中経過をシステム上で登録・記録する仕組みとなっている。 ○過去の内部監査指摘事項をしっかりと振り返っていた。

日常業務確認調査の結果について（７）

環境省

項目	不適切な事例	参考となる取組
13 データ等の保存	●保存年限を設定すべき記録において保存年限を設定していなかった。	
14 内部監査	●内部監査の結果とりまとめから、是正処置が必要な場合の一連の記録について確認できたが、規定はされていなかった。 ●関係検査員に改善の内容を指示する規定はあるが、指示内容及び講じた措置の確認内容を記録することについて規定されていなかった。	○内部監査の評価にグッドポイントを取り入れ、監査結果を事務所内で広く共有していた。
15 不適合業務及び是正処置等	●水質検査部門管理者は、信頼性確保部門管理者より報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正を行っているが、このことについて規定されていなかった。 ●不適合業務発見者が水質検査部門管理者に報告をすることになっており、信頼性確保部門管理者の関与がない可能性がある規定であった。 ●不適合業務等管理規程において、規定されていない担当者の記載があった。 ●不適合業務の重大さの評価の方法が明文化されていなかった。	○不適合業務や是正処置のプロセスについてフロー図を作成し、かつ各プロセスの対応者もフロー図に落とし込むことでわかりやすく工夫していた。 ○不適合業務の記録について、フロー図等により整理されている。さらに不適合業務に至らないヒヤリハット事例も別途記録していた。

日常業務確認調査の結果について（８）

環境省

項目	不適切な事例	参考となる取組
16 精度管理	●水質検査部門管理者は、是正処置を講じた場合には、その内容を信頼性確保部門管理者に対し文書により報告する事に規程上なっているが、実際は信頼性確保部門管理者が報告していた。	○1年間で全項目を実施していた。
17 外部精度管理調査	●指摘事項なし	
18 教育訓練	●指摘事項なし	
19 日常業務確認調査	●日常業務確認調査に関する規定が整備されていなかった。	
20 水質検査の受託	●業務能力及び経営資源についての一部について規定をしていなかった。	
21 物品の購入について	●購買等管理要領と記録管理規定の保存期限に不整合があった。	

登録更新（通常時）

① 更新申請書類の事前提出（登録期限の3ヶ月前までに事前確認申込）

担当による確認及び修正指示の連絡

更新申請書類の修正と再提出

確認終了

② 更新申請書類の本提出（登録期限日の1ヶ月前頃）

③ 登録更新（登録期限日の翌日）

原則として環境省から事前の連絡はしていませんので、登録更新を希望される場合は、3ヶ月前の事前確認申込を忘れずに行ってください。

（１）提出書類について、水道法施行規則の改正等により、令和２年12月25日以降、**国土交通省及び環境省に提出する届出や申請書への押印を不要とした。**また、事務連絡により、令和３年３月29日以降、**書類の提出を電子化できることとした。**

（２）事前提出は登録期限の**３ヶ月前**までにお願いしたい。申請書類が揃った機関は、さらに早期に提出頂いても差し支えない。

（３）登記事項証明書など**有効期限の定め**のあるものについては、事前提出の際は古いもので構わない。その場合、**本提出の際に、新しいものを提出ください。**

登録事項変更届出及び業務規程変更届出

環境省

- **登録事項変更届出**（法第20条の7）

  提出期限：変更しようとする日の**2週間前まで**

  ①氏名若しくは名称

  ②住所

  ③水質検査を行う区域

  ④水質検査を行う事業所の所在地

登録水質検査機関登録簿（環境省HPにおいて公開）に記載されている事項を変更する場合に届出が必要です。

- **業務規程変更届出**（法第20条の8第1項）

各機関の業務規程の内容（検査員名簿や検査料金、受託上限など）を変更しようとする際に、届出が必要です。

※ 変更事項によって、変更内容の根拠を説明する資料の添付も必要。

・変更後の内容で**業務開始する前までに**変更届出書を提出願います。

・変更後の業務規程及び変更しようとする内容を確認出来る書類

（検査員追加の場合の例：卒業証明書、実務経験証明書、教育訓練記録等）

※上記の「**登録事項変更届出**」と「**業務規定変更届出**」は、3年毎の登録更新とは別に、**別途届出手続が必要**です。

- 登録の取り消し等（法第20条の13第2号）

国土交通大臣及び環境大臣は、上記規定に違反した機関について、その登録を取り消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

※登録事項変更届出や業務規程変更届出においても、**提出書類について押印省略や電子化をして差し支えありません。**

登録更新時の注意事項

環境省

- 組織の変更（異動）が反映されていますか？　下記役職は兼任できません。

  ・上級経営管理者と検査員

  ・信頼性確保部門管理者及び職員と検査員

  ・水質検査部門管理者と検査員

  ・水質検査部門管理者と信頼性確保部門管理者

登録更新で兼ねられません

※検査員や代表者、住所等の変更をしていて、**「登録事項変更届書」及び「業務規程変更届出書」を出していない場合は、先に提出願います。**

- 水質基準や検査法の**改正内容が反映されているか確認**願います。

- 各検査方法ごとに、**妥当性評価書及びガイドラインの目標に適合していることを示す一覧表**を添付願います。
- 前回の登録更新又は登録以降に内容を変更していない「検査実施標準作業書（SOP）」については、再評価は不要です。

おわりに

- 「安心しておいしく飲める水道水の供給」に向け、それぞれの立場から、積極的な取り組みを進めて頂きますよう、よろしくお願いします。

- 国土交通省ホームページ
  https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply_sewerage/index.html

- 環境省ホームページ
  https://www.env.go.jp/water/water_supply/index.html

- 環境省水道水質・衛生管理室へのお問い合わせ
  E-mail : suido-suishitsu@env.go.jp

環境省